福島社発第　１０２　号
平成２６年　８月　８日

開業会員　各位

福島県社会保険労務士会
会　長　金　子　昌　明
（公印省略）

福島県建設業協会における「処遇改善に向けたアドバイザリー業務」に
関わる相談員の募集について

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より当会の運営にご協力賜わり感謝申し上げます。

平成 25 年 12 月に厚生労働省職業安定局の「地域人づくり事業の創設」が閣議決定されたことにより、平成 26 年度の福島県緊急雇用創出基金事業地域人づくり事業（処遇改善プログラム）として、今年度、福島県建設業協会が「処遇改善に向けたアドバイザリー業務」を福島県から委託を受けました。

福島県建設業協会より建設事業所を訪問して行う賃金引上げ、労務管理改善等、定着率向上を図るための「処遇改善に向けたアドバイザリー業務」の実施にあたり、社労士の派遣について協力要請がありました。

このたび、７月 14 日の理事会において協力することといたしましたので、この業務の目的・趣旨等をご理解のうえ、ご協力を賜わりたくお願い申し上げます。

つきましては、相談員として協力を希望する会員は、８月 29 日（金）までにお申し込みくださるようお願いいたします。

なお、これから福島県建設業協会と細部の調整を図っていくこととなるため、変更となる部分があることをご承知おきください。

謹白

記

1.　**「処遇改善に向けたアドバイザリー業務」の目的・趣旨**

現在、震災の復旧・復興工事及び除染業務等があるものの、震災以前の長引く景気低迷により安価受注、下請企業へのしわ寄せ等から労働者の賃金低下や社会保険未加入など労働環境が悪化し、建設業への就職者の減少と高齢化が進行している。このような状況の中で建設産業を支える人材を安定的に確保し、安心して将来を託せる魅力ある労働環境づくりが必要不可欠である。よって、県内建設事業所に勤務する労働者の賃金引上

げや就業規則見直し、社会保険への加入促進等の処遇改善を支援するためこの業務を行う。

2. **具体的な業務内容**

対象：県内建設事業所（建設業協会の会員及び協力会社等）

内容：賃金引上げや就業規則の見直し、社会保険の加入促進等の処遇改善を推進するための相談

報酬：１事業所あたり３０，０００円（交通費込み）

3. **応募要件**

下記の（1）～（5）すべて満たしていること。

(1) 開業３年以上。(賃金制度、労務管理の知識・経験を有し、相談業務に対応できこと。)

(2) 当業務実施のための会議・研修会に出席できること。
オリエンテーションの日程について、後日ご連絡します。

(3) 自己の業務が繁忙でこの事業の実施に支障をきたさないこと。

(4) 社労士賠償責任保険に加入していること、または加入すること。

(5) 倫理研修を受講していること。

4. **応募期限**

８月２９日（金）事務局必着（FAX　024-534-5432　e-mail　fukusha@green.ocn.ne.jp）

5. **その他**

・ 事業所からの申込時に、あらかじめ顧問社労士の有無等を確認する予定です。

・ 事業所からの申込により近隣の社労士を派遣することとなりますので、申込状況・訪問日程の都合によって、担当する件数が一律とはなりません。

福島県社会保険労務士会（FAX024-534-5432）

平成２６年８月　　日

＿＿＿＿支部　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

福島県建設業協会における「処遇改善に向けたアドバイザリー業務」に関わる相談員に申し込みます。